

報告第5号

専決処分の報告について（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成29年6月5日提出

つくばみらい市長 片庭正雄 印

提案理由

物損事故による和解について、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものです。

専決第3号

専 決 処 分 書

物損事故による和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年3月22日

つくばみらい市長 片 庭 正 雄 

- 1 事故発生日時 平成29年2月2日 午前11時30分
- 2 事故発生場所 谷和原第2保育所（つくばみらい市上小目600）
- 3 和解の相手方
- 4 事故の概要 家庭科の保育学習のための往復に使用した谷和原中学校生徒の自転車を事故発生施設に駐輪したが、同施設に駐車していた被害者の自動車に強風であおられた自転車が倒れて接触し、自動車後部に傷をつけ、損害を与えた。
- 5 損害賠償額 175,759円
- 6 市の過失割合 100%